

社会福祉法人遠賀会報酬支給基準

1. 社会福祉法人遠賀会評議員・役員等に対する報酬については、「遠賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を準用し、別表に定める額を支給するものとする。

別表

区 分	報 酬
評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員	勤務1日につき 3,200 円

附 則

この基準は、社会福祉法人遠賀会定款の一部改正（令和元年7月5日）と同時に施行する。